

横浜貯金事務センター管轄外の

ゆうちょ銀行または郵便局を利用される場合

- 振込みの際ゆうちょ銀行または郵便局を利用される事業所は、右の「指定通知書」を切り取り、日付と取扱店(局)名を記入して6月分の払込みの際に納入書と共に差し出してください。

注) 管轄内(山梨、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城の各県及び東京都内に所在する)のゆうちょ銀行または郵便局は納入書のみで利用できます。

注) 前年度の指定取扱店(局)は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

年 月 日

(株)ゆうちょ銀行 (支)店長 殿
郵便局長 殿

山梨県韮崎市長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市県民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 口座記号番号 | 00460-3-960008 |
| 2. 加入者名 | 韮崎市役所 |
| 3. 取りまとめ局 | ゆうちょ銀行・
横浜貯金事務センター
(〒224-8794)
(ゆうちょ銀行または郵便局への通知) |